

「もりだくさんの森」神山早弥花 作 (2021パラアートTOKYO入賞作品)



令和4年を迎えて

早いもので令和の時代も4年目を迎えました。

皆さまにおかれましては、第6波に向けた新型コロナウイルス感染症のご対応や相次ぐ自然災害への対策に、日々ご腐心されていることと存じます。改めまして、本感染症や自然災害により影響を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

さて本号では、2021年度の介護報酬改定において、感染症や自然災害への対策としてBCP(業務継続計画)の策定が義務付けられたことを受けて、BCPを特集するとともに、自然災害対策、人材確保や働き方改革、保育事業者へのお役立ち情報等、施設運営におけるヒントとなるコラムを掲載いたしました。ご参考にしていただければ幸いです。

本年も弊社は、特約火災保険の適切なお案内や防災に向けたご提案等に社員一同全力を挙げて取り組み、「安心と信頼。～お客さまに選ばれる代理店～」を目指してまいります。

引き続き変わらぬご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 福祉施設共済会
代表取締役 矢田 宏人

もくじ

ご挨拶・お知らせ	1
《WAM トピック》介護報酬改定に伴う業務継続計画(BCP)策定等への対応状況	2
《感染症対策としてのBCP》コロナ禍の現場におけるBCP作成のポイント	3
《自然災害対策》自然災害に備えるハザードマップの役割	4
《気になる数字》644件 ～この数字は何を表しているでしょうか～	5
《column1》人材確保と働き方改革	6
《column2》保育事業者をサポート～こどもあんぜんマイスター制度～	7
《共済会からのお知らせ》商品動画の作成・BCP作成キットの改定	8

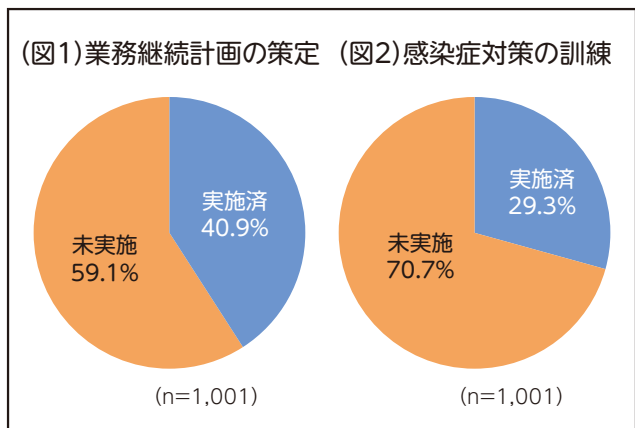
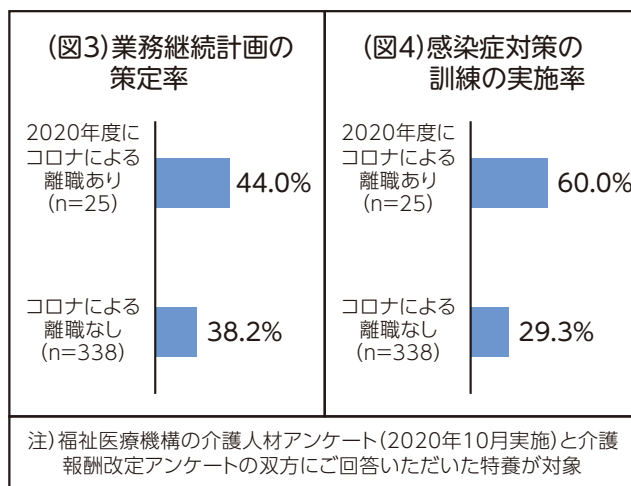
独立行政法人 福祉医療機構 経営サポートセンター リサーチグループ 佐藤 夏海 氏



2021年度の介護報酬改定では、新型コロナウイルス感染症のまん延や相次ぐ自然災害を踏まえ、「感染症や災害への対応力強化」が新たな柱として掲げられました。これに伴い、3年間の経過措置期間を設けたうえで、施設系サービスには感染症対策の強化(訓練)と業務継続のための取組み(計画策定・研修・訓練)が新たに義務づけられています。

福祉医療機構が2021年7～8月に実施した介護報酬改定に関するアンケート調査では、特養における感染症および災害に係る業務継続計画(BCP)の策定率は40.9%となりました(図1)。また、当該BCPの内容等に係る研修の実施率は33.3%、BCPに基づく訓練は23.4%でした。さらに、感染症対策の強化として要件化された感染症の予防およびまん延防止のための訓練については、実施済の施設は29.3%となり、3割を下回る結果となりました(図2)。新型コロナウイルス感染症が依然猛威を振るうなか、感染の懸念や人手不足もあり、訓練の実施にまで手が回らなかったことがうかがえます。

があった施設のBCP策定状況および感染症対策の訓練実施状況をみると、ともにコロナによる離職がなかった施設よりも高い結果となりました(図3、4)。コロナ禍で職員が辞めてしまった経験から、有事を想定して危機管理に取組むことの重要性を改めて認識し、BCP策定や訓練に早期に取り組んでいるという面もあるのではないのでしょうか。



BCP策定や非常時に備える訓練は、介護サービスを継続して提供するためだけでなく、人材の定着という観点からもいち早く取り組むべきかもしれません。2020年度にコロナを契機とした離職

また、有事の想定をするということは、利用者やご家族からの信頼を得るために必要なことでもあります。介護サービスを受けられなければ日常生活を送ることが難しい利用者も多いですから、有事に対応できる態勢が整っているかということに、利用者やそのご家族も高い関心を持たれているのではないのでしょうか。参考までに、図2で示した感染症対策の訓練の実施状況別に施設の直近の入所利用率をみると、実施済施設の平均入所利用率は95.2%、未実施施設は94.3%であり、1ポイント程度ですが採算ラインといわれる95%を境に利用状況に差がみられました。

BCPの策定等をとおして有事の想定も含めた業務体制を確保していくことが、運営上ますます重要になります。3年間の経過措置はありますが、コロナ禍の記憶が新しいうちに積極的に取り組んでみてはいかがでしょうか。

株式会社 CoAct (カブシキカイシャ コアクト)

URL: <https://coact1.jimdo.com/>



公式ブログ

代表取締役
渡嘉敷 唯之 氏



◆プロフィール

主任介護支援専門員、介護福祉士、防災士、重症心身障がい者施設や居宅介護支援事業所の仕事など福祉の仕事に従事。

東日本大震災がきっかけで福祉事業所の災害支援を始める。

主に福祉事業所対象にBCPの策定やBCM体制構築のアドバイスを提供。その他、社会福祉法人と地域の連携防災、福祉事業所のチームマネジメント支援なども行う。日本財団の被災地支援や地域対象の訓練、研修のスタッフ等も担当。

仕事とは別で被災地支援も行う。(常総市水害、九州北部豪雨、熊本地震、西日本豪雨等)

【新型コロナと経営リスク】

2020年にパンデミックとなった新型コロナウイルスは世界で猛威を振るい、日本でも2021年11月15日現在、感染者の累計が172万人を超えて死者も1万8327人となっています。感染は増加と減少の波を繰り返し、2回のワクチンを接種した人の全人口に占める割合が75%を超えていますが、第6波に向けての医療体制を整えているのが現状です。

医療機関や福祉施設でのクラスター発生も頻発し、その他にも新型コロナの感染を恐れたデイサービスの利用控えが小規模デイサービスの経営を圧迫。また、ヘルパーを介して利用者が感染した事例では遺族より法人が訴えらえるなど、感染にまつわる様々な課題により経営が脅かされる事態も多く発生しました。

福祉業界においては2021年度の介護報酬改定により感染症対策の強化と業務継続計画策定(ここでは便宜上BCPとします)が義務化され、その対応を迫られていて、自治体や団体主催の研修が多く開催されています。

全国様々な地域や事業種別の方にセミナーでBCPについてお話する機会やクラスター発生のサポートを通して現場の状況を見る機会がありますが、そこでは事業継続のリアルな課題が見えてきます。被災時には今まであった課題が顕在化してくるとよく言われますが、今回のコロナ時にも同様でした。

特に平時からの感染症対策として、標準予防策(スタンダードプリコーション)が徹底されているか、管理者と現場職員の「情報」の行き来がしっかりと出来ているか、職員が気軽に相談できる体制の有無が大きなポイントとなりました。

新型感染症の初期は特に感染症自体の特徴がわからないこともあり、中長期的にも緊急事態宣言発令やワクチン接種、変異など刻一刻と変化す

ることを情報として把握し対応を柔軟にしなければならず、経営資源としての「情報」が何より重要となります。その情報収集と共有はセットで考えなければいけません。平時から情報の行き来が不十分な事業所では「対策が周知されない」「第一報の報告が遅い」などの状況が発生しています。

また、3年目を迎える新型コロナでは、様々な制限や社会的責任などによる職員のストレスが大きくなり、メンタルの問題や離職の問題にもつながり、職員が気軽に相談できる体制の有無が事業継続に大きく影響します。

ここまで読んで気付かれた方もいると思いますが、平時の組織運営の課題を考えると、運営がまだしっかりと固まっていない新設の事業所や、キャリアの長い職員や介護福祉士などの資格取得者が少ない事業所、離職率が高い事業所などはスタート時点で大きな課題があるということになります。

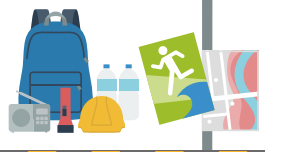
BCP策定が義務化され厚労省から各種ひな型の提供もあり、各項目について明記する段階に入っていますが、それ以前の各事業所の特徴や課題を理解していないと不十分になるという視点が重要です。

BCP策定が義務化されたことで現場の負担が増え、また平時からの課題を考えなければならぬということも憂鬱になった方も多いと思いますが、逆にそれらに取り組むと平時からも強い組織になりえるということです。

BCPに取り組むことにより、中心的に取り組んでいる職員の視野が広がり経営について考えられるようになることが多く、大きなメリットの一つとなり、平時の事業運営にも大きくプラスになります。また世界的な流れとしてのSDGsとも合致して対外的なアピール材料となります。

是非BCPを経営戦略として位置づけ、取り組んで頂くことをお勧めします。

自然災害 対策



自然災害に備えるハザードマップの役割

ESRIジャパン株式会社 コンサルティングサービスグループ部長
穂本 勝彦 氏 (あきもと かつひこ)

2005年ESRIジャパン入社。以来、地方自治体のGISシステム導入から民間企業のGISプラットフォーム構築など、幅広い分野において地理情報を使用したコンサルティング・システム開発業務に従事。



防災に役立つGIS

◆GISとは

「GIS(ジーアイエス)」と聞いて、聞きなれない人も多いかと思います。「GIS」とはGeographic Information System の略で、パソコン画面上に地図を表示し、解析を行うシステムのことです。日本語では「地理情報システム」と呼びます。GISは古くは1960年代から研究が始まり、パソコンの普及とともにシステムが普及しましたが、多くは専門家が扱うシステムとなるため、一般の方が聞きなれない言葉となっています。

◆身近なGISの役割

GISは皆さんの暮らし、特に防災分野では大きな役割を果たしています。皆さんの暮らしに身近なものとしては「ハザードマップ」があります。「ハザードマップ」は大雨や台風が襲来した際に、どこで浸水するのか、どこで土砂崩れが起きやすいのか、大地震の際にどこまで津波が来るのか、また最寄りの避難所がどこにあるのか、などの情報を地図上に記載した地図情報であり、おそらく皆さんも一度は目にしたことがあるのではないかと思います。このハザードマップに使用されるデータの作成やその情報公開にGISが使用されています。

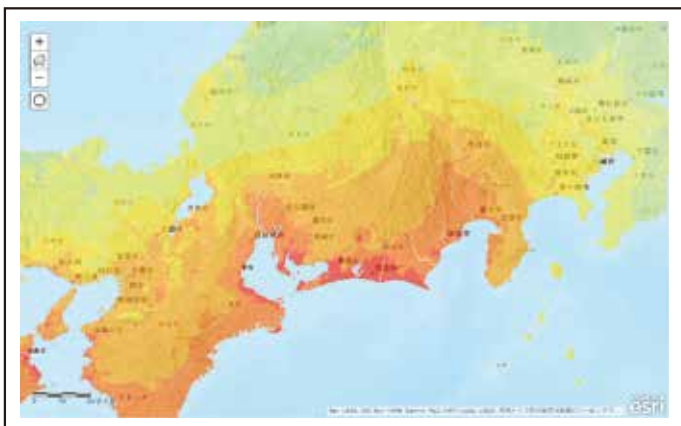
また最近ではGISを組織のBCP(業務継続計画)に対し使用する事例が増えています。BCPの立案において、施設のリスク分析や避難経路案作成などが必要となりますが、GISを使用すれば施設位置とハザード情報を重ね合わせて分析することや、河川や土砂災害が起きそうなエリアを避けて避難経路を作成することなどが可能となります。

◆保険業界におけるGIS

またGISは保険業界におけるリスク分析にも使用されています。GISは、国や地方自治体が公開している河川の浸水リスクに関するデータや、土砂災害の発生リスクに関するデータなどのハザード関連データを扱うことができます。実は福祉施設共済会はハザードデータとGISを使用して、福祉施設をはじめとする各施設の分析を行っています。たとえば、この施設は浸水のリスクはないが土砂災害のリスクがある、あの施設は地盤が弱いため大地震がきたら大きな揺れとなるなどの分析を行っています。分析結果については補償プランやハザード情報レポートとしてお客さまへの注意喚起として役立てています。

◆GISの今後の発展について

時代の変化とともにGISも変化しており、昨今のICT(情報通信技術)の発達に伴い、半ばリアルタイムで豪雨や地震発生などの情報や、道路渋滞や規制情報などのデータを取り扱えるようになっていきます。たとえば、リアルタイム気象情報とリアルタイム交通量を組み合わせ、浸水や交通渋滞を避けて最適な避難経路を算出する、24時間後に豪雨が予想される施設に対してアラートメールを一斉送付するなど、防災により役立つ使用方法が確立しつつあります。今後とも、福祉施設の安全にGISが少しでもお役立ちできたらと思います。



GISを使用したハザードマップ例(南海トラフの被害推定)



気になる数字

644件

この数字は何を
表しているでしょうか？

～高齢者施設の虐待防止～

MS&ADインターリスク総研株式会社

リスクマネジメント第四部 医療福祉マーケットグループ 医療福祉専任コンサルタント 志賀 洋祐 氏

介護施設・事業所における高齢者虐待発生件数が過去最高を記録しています。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果によると、2019年度における介護職員等による高齢者虐待の件数は644件あり、13年連続で増加しています。介護施設・事業所における高齢者虐待の増加を背景として、介護施設従事者等による高齢者虐待防止の取り組みを強化する観点から、令和3年度介護保険制度の改正において虐待防止規定が新たに創設されました。各介護サービスの運営基準も改正されたことにより、令和3年4月1日から全ての介護サービス事業所を対象に、利用者の人権擁護・虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の定期的な開催、指針の整備、従事者への研修の定期的な実施、担当者を置くことが義務化されました(3年間の経過措置有)。

先述の調査結果によると、介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因は、「職員の教育・知識・介護技術等に関する問題」(56.8%)が最も高く、次いで、「職員のストレスや感情コントロールの問題」(26.4%)、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」(20.5%)となっています。

虐待の発生要因については職員個人の問題としてのみ捉えるのではなく、組織環境の問題も含めた様々な要因が複合的に重なることによって発生するものと捉えるべきですが、職員自身が高齢者虐待について正しい知識及び認識を持つことは不可欠です。一つの例として、不適切ケアやいわゆる「グレーゾーン」という表現がされることがありますが、厚生労働省は2010年の各自治体宛の通知(老推発第0930第一号)において、このような不適切ケアやグレーゾーンと呼ばれる行為については、職員による高齢者への虐待と思

われる行為や不適切行為を虐待に該当するか否かの判断をせずに「極めて不適切な行為」として処理することを高齢者虐待防止法は想定していない、という見解を明らかにしています。つまり、不適切ケアやグレーゾーンと呼ばれる行為も虐待と同一のものとして捉え、各施設・事業所及びその従事者はこうした行為の撤廃・防止に努める必要があるということです。

しかしながら、先述の調査結果から職員の高齢者虐待に関する知識や介護スキル等の習得機会、あるいは学習内容に課題があることが推察されます。また、「職員のストレスや感情コントロールの問題」を解消するにあたっては、職員自身が、ストレスに対する向き合い方、あるいは感情をコントロールする術を身に付ける必要があり、事業者はそれらを含めた研修プログラムの設定を行う必要があると考えべきでしょう。

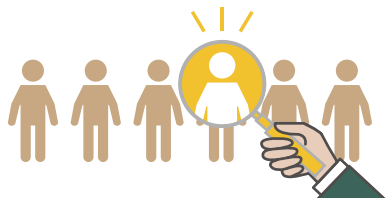
MS&ADインターリスク総研(株)は令和2年度老人保健健康等増進事業において「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究」を実施し、介護施設・事業所の虐待防止に資する虐待防止研修プログラムを作成しました。研修の運営方法や動画、スライドを含めた各種資料を揃えてありますので、是非ご活用ください。

「介護施設・事業所における 虐待防止研修プログラム」



<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

※教材や資料のダウンロード、使用は無償です。



公益社団法人 日本介護福祉士会

相談役
石本 淳也 氏



◆プロフィール

1971年 熊本県生まれ
介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員
H20～熊本県介護福祉士会会長(現任)
H28～日本介護福祉士会会長(R2年6月退任～現:相談役)

(現勤務先)

社会福祉法人リデルライトホーム
リデルホーム黒髪・リデルホーム龍田・ライトホーム 施設長

公職歴～

厚生労働省社会保障審議会介護保険部会、福祉部会
介護給付費分科会
福祉人材確保専門委員会などの委員を歴任

現在は熊本県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議委員など

2040年問題を抱える我が国において、85歳以上の人口が1000万人を突破する一方で、生産年齢人口の激減は避けることのできない厳しい現実です。これは、介護・福祉分野だけの問題ではなく、全ての産業・業種にとって大きな課題です。人材の取り合いは一層激しさを増し、外国人材も含めた多様な人材が活躍できる社会を指向することが、この難局を乗り越えるために必要なことであると強く感じます。特にユーザーといえる高齢者層がますます増える介護福祉業界においては、相当の知恵と工夫を駆使しながらマンパワーを獲得する必要があります。しかし、新規参入をどれだけ図っても、定着率が悪ければ穴の開いたバケツに水を注ぐようなもの。人材確保は、その受け皿となる職場環境が良好なものであって、現存する職員にとって働きやすく、定着促進が図られていなければ成立しないことを念頭に置くことが不可欠です。F・ハーズバーグの「二要因理論」を参考に、モチベーション高く働ける職場づくりをはじめ、昨今求められている「働き方改革」などへの積極的な試みが必要といえます。特に、今後は多様な人材を利活用することを前提とした柔軟な対応が求められることでしょう。

まずは、ひとくくりで表現される「介護の仕事」を、有資格者等による専門性を必要とする場面と、専門性を必要としない場面に整理することから始めることが重要です。機能分化・役割の明確化といった表現にもなりますが、要するに「誰でもは出来ない仕事」と「誰でもできる仕事」に業務を切り出し、多様な人材をマッチングし生産性を維持・向上させるということです。また、ICTなどのテクノロ

ジーで事足るのであれば、積極的に活用すれば良いのです。しかし、多様な人材の受け入れもテクノロジーの導入も、現在の業務を整理しないままでは根付くことは難しく、余計な混乱を招きます。

午前中だけ働きたい、1日10時間勤務の週休3日を希望、ダブルワークで働きたい、夜勤専従や自分が勤務可能な時にだけ2～3時間のスポット労働…など。価値観やライフスタイルの多様化により、働く側の働きやすさは様々です。こちら側のモノサシを一方向的に提示し、その条件に合う者だけを雇用し続けることは難しく、いずれ枯渇するのは目に見えています。大切なのは、「介護・福祉従事者の働き方はこうあるべき」という、我々のマインドを柔軟に変化させ、パズルのピースを合わせながら1枚の絵を完成させる感覚が必要であると私は考えます。

障がい者の職員が平日6時間、ユニット個室の環境整備をしてくれます。難病を抱える職員が、午前中のみのお出勤で食器洗いや、入浴・洗顔・食事を使用するタオル類の洗濯やセットをしてくれます。学校に通う外国人学生が週末だけバイトをしてくれます。日本人の学生も、朝のみ2時間、通学前にモーニングケアのバイトをしてくれます。私の職場の働き方のほんの一例です。ダブルワークも推奨しています。スポット労働や多様な人材が活躍できる職場環境を整えることで、有資格者などの主戦力は「利用者本位のケア」に十分な時間を割くことが出来るのです。働き方改革や、ICT導入などの業務改善は、その結果として利用者にとっても職員にとってもメリットがあり、さらには職場全体にとってメリットがある、「Win×3」であることが大切です。



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 福祉チーム 保育ユニット 古村 浩章 氏

◎はじめに 保育業界の現状

近年、女性の就業率向上や共働き家庭の増加、保育の無償化等により保育施設の需要は高まっています。一方、保育業界においては採用難や高い離職率から、慢性的な人手不足が続いています。こうした環境下、保育ニーズが多様化するなか、子どもたちを健全に育成するために保育所運営には「保育の質向上」が求められています。加えて、保育現場での重大事故(注1)も増加傾向にあり保育所運営においては様々な課題が山積しています。

注1: 30日以上の治療を要したけがや疾病など重篤なもの
(参考: 重大事故発生件数 2017年1,242件⇒2020年2015件)

◎保育所保育指針(2017改)について

保育所保育指針とは、保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたものです(厚生労働省)。2017年の改定では、第3章「健康及び安全」の中に「災害への備え」という項目が追加されています。子どもたちの健康と安全を守ることは保育者の使命ですが、そのためには日頃の準備や心構えなどが欠かせません。保育所指針では、火災や地震などの災害に備え、施設や設備の安全確保をすることなどが求められています。また「事故防止及び安全対策」においては施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図る事や、「地域の関係機関の協力の下に安全指導を行う事」とされており、リスクに対する専門家の定期的な指導が必要であると考えられています。

◎こどもあんぜんマイスター制度

保育所保育指針において安全に関する記述が増えるなか、あいおいニッセイ同和損保では保育事業者向けの事故防止専門プログラム「こどもあんぜんマイスター制度」の提供を行い、安全面から「保育の質向上」に向けた取り組みを支援しています。この「こどもあんぜんマイスター制度」は“知る”“実行する”“高める”といった3つの側面から保育者の皆さまの安全・安心に関する質の向上を目指す制度です。継続的な情報収集や各園における研修・ワークの実践、事故防止に関するリスクマネジメントセミナーの受講など、一定の要件を満たした

保育者には、専門的な事故防止プログラム受講を修了した証として「こどもあんぜんマイスター」の認定証を付与し、個人のスキルを可視化します。さらに「こどもあんぜんマイスター」が一定数在籍する園には認定プレートを発行しています。これにより「安全に関する意識が高い園」であることを示すことが出来ます。

「こどもあんぜんマイスター」取得により、保育者個人のスキルアップと園全体の安全レベルの向上による子どもたちの安全に加え、スキル取得を可視化することにより保護者の皆さまの安心につながることが出来ます。また、この「こどもあんぜんマイスター制度」の取り組みは2021年8月、第15回キッズデザイン賞(注2)を受賞し、保育関係者の皆さまに広く発信される事となりました。今後はより一層「保育の質向上」に向けたお手伝いを皆さまと一緒に取り組んで参りたいと考えています。

注2: キッズデザイン賞は、「子どもたちが安全に暮らす」「子どもたちが感性や創造性豊かに育つ」「子どもを産み育てやすい社会をつくる」という目的を満たす、製品・サービス・空間・活動・研究の中から優れた作品を選び、広く社会に発信していくことを目的に2007年に創設されました。

◎最後に

本誌「こどもあんぜんマイスター」制度についてご興味ございましたら福祉施設共済会までご照会ください。



1 ご契約者さま向け『商品動画』を作成しました!

当社では今般、新たにお客さまサービスの一環として『商品動画』を作成し、リリースいたしました。お客さまにとって、商品や手続きに関して、より深くご理解いただける内容となっています。

当社ホームページにアクセスいただければ、いつでもご視聴いただけます。是非とも一度ご覧ください。

【特約火災保険手続き編】



●特約火災保険の制度や福祉医療機構や保険会社との事務の流れを説明した動画です。

【特約火災保険商品編】



●特約火災保険の特色や補償内容などを解説した動画です。

【D&O保険商品編】



●D&O保険(役員賠償責任保険)の必要性や補償内容を解説した動画です。

2 新しい『BCP作成支援ツール』をリリースしました!

2021年度の介護報酬改定において、各事業者単位で「自然災害」および「感染症」に対するBCP(業務継続計画)の策定が義務付けられました(2024年までの猶予)。

当社では、この制度改正に対応した新たな『BCP作成支援ツール』(BCP作成キットNEO)をリリースしました。

この作成ツールは、解説編とblankフォーム編に分かれており、解説編を参考にしながらblankフォーム編に各事業所の内容を入力することでBCPが作成できる仕組みになっております。

ツールは、下記の通り3種類に分かれており、風水害編と地震編を合わせて「自然災害対策」となります。さらに感染症編を作成することで「感染症対策」のBCPとすることができます。

なお、すでに策定済みのBCPを見直すための参考にもなりますので、ご興味のある方はお気軽に当社までお問合せください。

また、策定済みBCPの見直しポイントをまとめた『BCPチェックシート』もご用意しておりますのでご用命ください。

1 【風水害編】



2 【地震編】



3 【感染症編】



※BCP作成キットNEOは、あいおいニッセイ同和損保のサービスツールです。

◆「オ・ア・シ・ス通信」に関する皆さまのご意見・ご感想をお待ちしております。

【編集・発行】



株式会社 福祉施設共済会



〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5-6 TEL:03(5466)0881 mail:fs-kyousaikai@fs-k.jp http://www.fs-k.jp